

重要事項説明書・就労継続支援 B 型事業

あなたへのサービス提供開始にあたり、荒川ひまわり第2があなたに説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 施設名 荒川ひまわり第2
2. 事業種別及び定員 就労継続支援B型事業 定員20名(精神障害者を対象としています)
3. 所在地 〒116-0012 東京都荒川区東尾久3-20-10ベルメゾンエス2階
4. 電話番号 03(3895)6149
5. ファックス番号 03(3895)6149
6. Eメールアドレス tram2@rf7.so-net.ne.jp
7. ホームページアドレス <https://www.tram-arakawa.org>

8. サービス内容

- ① 個別支援計画の作成
- ② 生産活動その他の活動の機会の提供
- ③ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ④ 施設外支援の実施(委託訓練・実習・研修等)
- ⑤ 施設外就労の実施(企業・官公庁・等での業務訓練)
- ⑥ 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援
- ⑦ その他、必要な支援(生活・職業相談、関係機関との連絡調整、通院同行、訪問支援等)

9. 週間プログラム

荒川ひまわり第2では以下のようなプログラムを組んで活動しています。就労継続支援B型事業は、住み慣れた地域で、利用者の皆様ひとりひとりのペースで働くことを目指します。

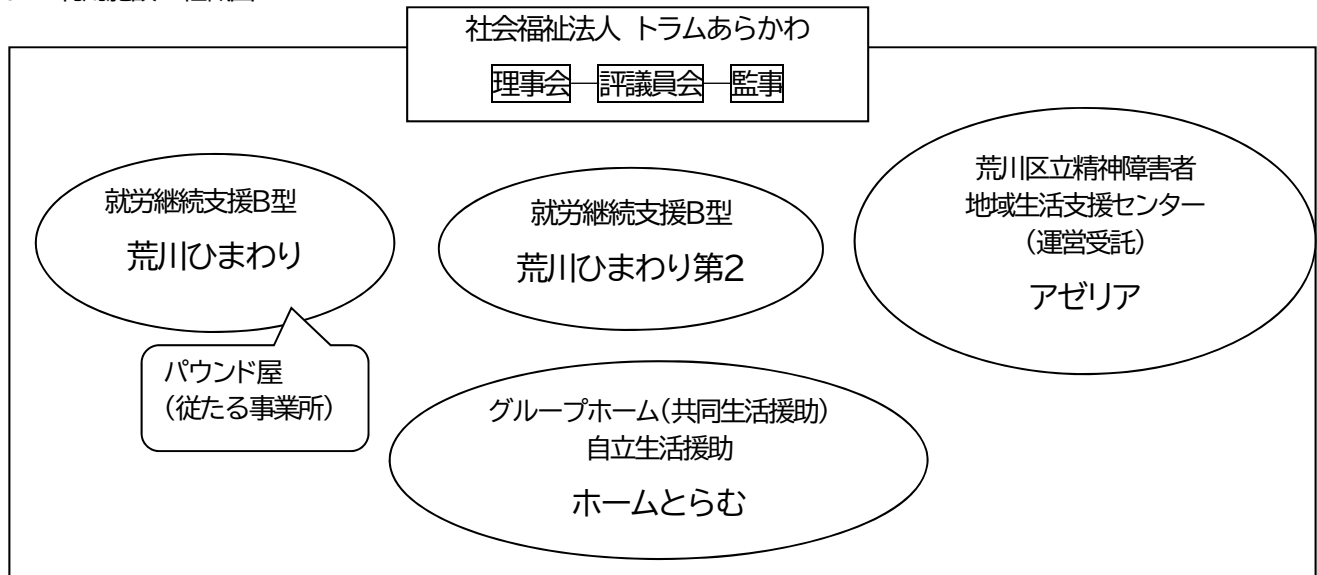
※各種感染症拡大防止のため、一部プログラムを変更して実施する場合があります。

	午前 9:30～12:00	午後 1:00～3:00
月	作業	作業
火	ミーティング 作業	作業
水	作業	作業
木	作業	作業 第1週 書道・墨絵 (午後 2:30 終了)
金	作業	作業

*作業以外のプログラムとして、以下のものがあります。

- 特別プログラム … 毎月初日は書類作成やスケジュール確認等を行います(午前のみ作業)
- ミーティング … メンバー同士で予定を共有し、販売の当番等を決めます
- 外出訓練 … 公共の交通機関を利用して目的地までの行程を実践します
- 創作活動 … 書道・墨絵の練習や様々な創作活動を通して、自己表現を練習します
- 就労生活相談 … 生活、および就労活動についての相談支援を行います
- その他 … 季節イベントや行事(防災訓練、施設見学、バスレク等)を実施します

10. ご利用施設の組織図



11. 事業の目的と運営方針

- *事業の目的: 地域精神保健福祉の向上を目的としながら、精神障害者の地域生活支援・就労支援を行う。
あわせて、精神障害に対する理解促進、広報啓発活動にも取り組む。
- *事業の方針: 精神障害者個々人の個性を尊重しつつかわりながら、さまざまな地域の個人・団体・社会資源との連携も維持する。

12. ご利用施設の職員体制等

職種	従事する業務	人員数
施設長 (サービス管理責任者・管理者)	個別支援計画作成、施設運営管理 生活支援・ソーシャルワーク・事務	常勤 1
サービス管理責任者・職業指導員		常勤 1
職業指導員		常勤 1
生活支援員		常勤 1 非常勤 1
目標工賃達成指導員		常勤 1

13. 活動時間・活動日・休日

(イベント参加や自主製品販売出店、プログラムなどにより、活動日・活動時間の変更をすることがあります)

開所時間	午前9時～午後5時 (月・火・水・木・金)
活動時間	午前9時30分～午後3時 ※第1(木)書道・墨絵は午後2時30分まで
活動日	月曜から金曜
休日	土曜・日曜・祝日の他、冬期休暇

14. 利用料

- ①利用者は、厚生労働大臣が定める基準額に従って、その1割の額を(毎月概ね15日)工賃日にお支払いください。
(ただし、各区市町村が個別に定める月額負担上限額の範囲内です)
- ②日常生活において通常必要とされるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と思われるものの実費。
*利用者等からの金銭の支払いを受ける場合には、あらかじめ説明を行い、同意を得ます。
*支払いを受けた場合は、領収書を発行いたします。

15. 禁止事項

- 1 無断で施設を離れること。
- 2 暴力、誹謗中傷、脅迫、たかり、窃盗、その他犯罪行為を行うこと。
- 3 喧嘩、口論、泥酔等の迷惑行為により活動を妨げること。
- 4 指定場所以外での喫煙、火気の利用。(施設は全面禁煙です。)
- 5 許可なく施設内備品を使用したり、施設外に持ち出すこと。
- 6 施設内の通路にみだりに物品を放置すること。
- 7 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 8 施設の運営活動に著しく支障をきたすこと。
- 9 性的な言動により他の利用者及び職員に苦痛を与えること。
- 10 活動に必要なもの等を持ち込むこと。
- 11 施設内において私的な物品の販売を行うこと。
- 12 施設内において政治活動・宗教勧誘等を行うこと。

16. 苦情申立窓口

利用者の方が施設利用に関して生じた苦情・意見は以下のような取り組みで解決します。

* 苦情解決責任者 川村絹恵(社会福祉法人トラムあらかわ理事長)

* 苦情受付担当者 北本未魅(荒川ひまわり 施設長) 03-3891-0507

高橋 裕之(荒川ひまわり第2 施設長) 03-3895-6149

大石 真明(支援センターアゼリア 施設長) 03-3819-3113

市村由美(ホームとらむ 施設長)

* 第3者委員 川口仁志(NPO 法人あふネット理事長) 03-3809-8500 (平日 9 時～17 時受付)

大村みさ子(一般社団法人子ども村ホッとステーション代表理事)

* 苦情解決の方法

① 苦情の受付…苦情は、面接・電話・書面・E メールなどにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

② 苦情受付の報告・確認…苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第3者委員に報告し、苦情申立者と誠意を持って話し合います。

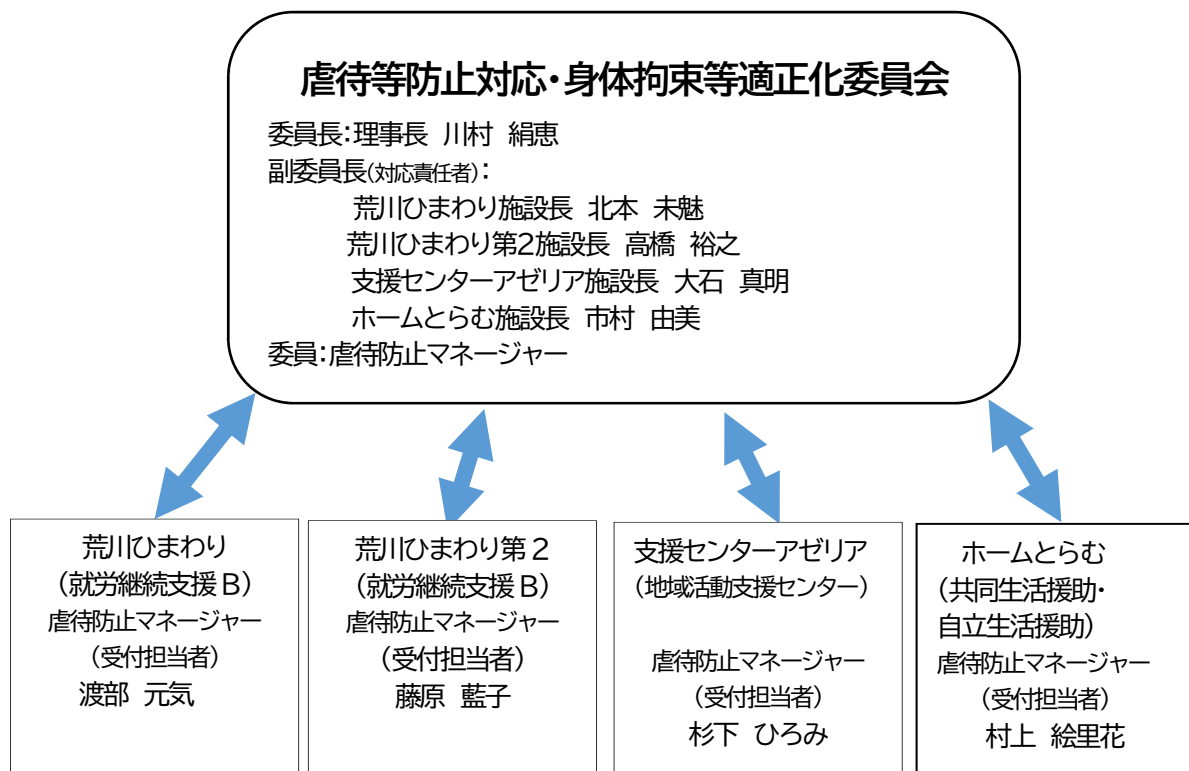
* 東京都運営適正化委員会への紹介 本法人で解決できなかった場合は、東京都社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。03-5283-7020

17. 緊急時の対応方法

保健所・病院等、関係機関と必要に応じて連絡を取り合い対応します。

18. 虐待・身体拘束の防止

虐待・身体拘束防止のための体制を整備するとともに、利用者に対する虐待等を早期に発見し、適切な対応を図ります。
職員に対する虐待等防止を啓発するための研修を実施します。



19. 第三者評価

- ① 実施状況 2022 年 8 月 30 日
- ② 評価機関 一般社団法人 Riccolab.
- ③ 開示状況 福ナビ(とうきょう福祉ナビゲーション) <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

20. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組

安全衛生担当の当事業所職員を感染対策を担当する者としてします。

感染症の予防及びまん延の防止の対策を検討する委員会(感染対策委員会)を設置・定期開催します。

定期的な研修・訓練を実施することで、当法人における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援を行います。

21. その他

- *あなたがどのようなことを当施設で体験したいか、どのような点を改善したいかを定期的にお聞きして個別支援計画を作成し、一緒に方法・内容を考えますので、遠慮無くお申し出ください。
- *その他、ご不明な点は職員に随時お聞きください。

説明担当者 管理者 高橋裕之

私は、サービス内容説明書および重要事項説明書に基づいて、当施設担当者より説明を受け同意しました。

説明日 ; 令和 年 月 日

氏名; _____